

みどり市保小中一貫教育校園舎等整備事業
基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 保小中一貫教育校整備の背景及び業務の目的

- ・みどり市（以下「当市」という。）では、人口減少、少子高齢化を喫緊の課題と捉えております。特に、当市東町については人口減少が進行しております。
- ・そのため、「みどり市東町地域ビジョン」（以下「東町地域ビジョン」という。）を策定し、商工観光、教育、子育て、移住支援などの施策を一体的に展開し、東町の人口減少の抑制を目指しています。また、「東町地域ビジョン」では特に若年層の人口減少を重点課題と位置付け、保育・義務教育を核とした東地域の振興を目指す「東プロジェクト」を立ち上げました。
- ・「東プロジェクト」の推進に向け、「みどり市保小中一貫教育校基本構想」を策定し、子育て、教育を核とした特色ある事業を展開して、子育て世代の移住、定住につなげていくこと、少人数を生かした個に応じたきめ細やかな教育や東町の自然や特性を最大限に生かした教育環境を更に魅力あるものにしていくことを目指し、あずま小中学校の敷地内に新たに園舎を建設して、未就学から中学校までの15年間のこども達の学びと育ちの場を整備します。
- ・上記の背景や事業目的を踏まえ、優れた創造力、技術力及び豊富な経験を有する事業者による質の高い技術提案を受けることにより、当市が目指す保小中一貫教育校の理念を実現するため公募型プロポーザル方式により事業者を設定するものです。

2. 園舎設計に求めるコンセプト

(1) みどり市保小中一貫教育校が目指す教育が実現できる園舎の設計

- ・地域の特色を生かした教育、豊かな自然体験、保小中の交流活動など特色ある保育、教育が実践できること。
- ・こどもたちの「非認知能力」や「学習能力」を育むことができる「学びの場」であること。

(2) 対話型の設計プロセス

- ・保育士、教職員をはじめ多様な関係者と丁寧な対話を進め、設計段階から関係者の声を施設整備に反映させていくこと。（ワークショップの開催）

3. 業務概要

(1) 業務名

みどり市保小中一貫教育校園舎基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

本業務は、「みどり市保小中一貫教育校基本構想」に基づく上記(1)の業務とし、詳細は、「みどり市保小中一貫教育校園舎基本・実施設計業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 履行期間 契約日の翌日から令和9年1月31日

(4) 提案上限額

上限額：19,149,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

4. 参加資格条件

参加申込者の必要な資格は、参加表明書の提出日において次の(1)から(5)に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始がなされた者でないこと。
- (3) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条各号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 日本国内にて、平成27年度以降(平成27年4月1日以降)に竣工した幼保連携型認定こども園、保育園又は幼稚園、小学校(公立、私立、規模は問わない)の新築、増築、改修に関する基本設計又は実施設計に関する業務を完了した実績を有する者であること。

5. 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び主任技術者を各1名配置すること。なお、管理技術者は建築士法による一級建築士であること。
- (2) 管理技術者と主任技術者は兼務しないこと。
- (3) 主任技術者が他の分野の主任技術者を兼任しないこと。

(4) 業務を一括で再委託しないこと。

6. 現地見学会

プロポーザル参加者希望者を対象とした現地見学会を下記のとおり実施します。

(1) 実施日 : 令和8年4月10日 (金)

※開始時間については、別途申込者にE-mailにて連絡いたします。

(2) 申込期限 : 令和8年4月8日 (水)

(3) 申込方法 : 上記期限までに現地見学会申込書 (様式6) を電子メールにて送信すること。(送信先 : kodomo@city.midori.gunma.jp)

また、メール送信後に電話によりメールの受信確認を行うこと。

7. 審査

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料 (以下「提出資料」という。) を提出しなければならない。

(2) 提出資料

①参加表明書 (様式1)

②会社概要 (様式2)

③技術者資格実績調書 (様式3-1、様式3-2)

④技術提案書 (様式4)

⑤本業務に係る見積書 (様式は任意)

※⑤については、見積日、件名 (業務名)、金額 (税抜き価格、税込価格の両方を表示してください。)、御社名、御社所在地を記載し、社印を押印願います。

(3) 提出期限

・提出書類 ① (参加表明書) : 令和8年4月30日 (木) 17:00まで

・提出書類 ②~⑤ : 令和8年5月18日 (月) 17:00まで

※提出②~⑤提出の際には提出者が分かるよう鑑文を添付してください。

(様式は任意)

(4) 提出場所

〒376-0192

群馬県みどり市大間々町大間々1511番地

保健福祉部 こども未来戦略局 こども課 (みどり市大間々庁舎2階)

電話番号 0277-76-0995 (ダイヤルイン)

E-mail : kodomo@city.midori.gunma.jp

(5) 提出方法及び部数

ア. 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送については提出期限までに必着のこと。
また、提出書類については電子データも併せて提出すること。

イ. 部数

2部（原本1部、副本1部）

(6) 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出書類及びヒアリング（プレゼンテーションを含む）により行う。

①ヒアリングの実施方法

ア. ヒアリングは1者ずつ行い、1者の説明時間は30分、質疑10分の計40分とする。なお、参加者の自己紹介は説明時間に含めるものとする。

イ. 技術提案書に記載のない事項の追加提出資料は禁止とするが、提出された技術提案書に係る図面や写真等の説明資料は可能とする。

ウ. 技術提案書等の説明にパソコンを使用することは可能とするが、説明用のパソコン及び投影用のプロジェクターは参加者が持参すること。なお、スクリーン等は当市が用意する。

エ. ヒアリングの説明者は、管理技術者及び補助者を合わせて4名以内とする。

オ. ヒアリングは非公開とする。

②ヒアリング実施日及び場所

参加表明者に別途、お知らせします。

(7) 審査結果

受託候補者を選定したときは、提案者全員に対して、審査結果を電子メールにより通知するものとする。

なお、審査結果に係る質疑は一切認めない。

8. 質問書の提出について

実施要領等の内容について以下のとおり質問を受け付ける。

(1) 提出方法

質問書（様式5）を電子メールで提出すること。

（送信先：kodomo@city.midori.gunma.jp）

また、メール送信後に電話によりメールの受信確認を行うこと。

(2) 回答

回答は随時行う。回答は質問者の回答と合わせてホームページ上に掲載する。

9. 参加資格の無効

次のいずれかに該当する参加者は無効とする。なお、無効となった場合は、その時点で本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 他の作品を盗用したもの及び著作権の侵害を疑われるもの
- (4) 提出方法、提出場所及び提出期限に適合しないもの
- (5) 表現方法が公序良俗に反するもの
- (6) 本実施要領及び特記仕様書に記載された条件に適合しないもの

10. 留意事項

- (1) 提出書類を提出した者は、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出書類後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。
- (4) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるものとする。
- (5) 提出書類の修正又は変更は認めない。また、提出された全ての書類は返却しないものとする。また、提出書類は、原則として審査以外に使用しないものとし審査の必要に応じて全部又は一部を複製することができるものとする。
- (6) 受託候補者の技術提案等は尊重するが、実際の設計業務で全ての提案を採用するものではない。

11. 実施要領及び様式について

プロポーザル実施要領、様式等は当市のホームページからダウンロードすること。

1 2. 担当窓口

- ・みどり市 保健福祉部 こども未来戦略局 こども課 幼児・教育保育係
- ・電話番号 0277-76-0995 (ダイヤルイン)
- ・E-mail : kodomo@city.midori.gunma.jp